

新型コロナウイルス感染症の院内感染事案の発生について
(市立奈良病院 第1報 (最終報))

市立奈良病院の入院病棟 A 及び入院病棟 B において、入院患者 5 人及び職員 2 人の感染が判明し、感染状況及び調査結果から院内感染事案であると判断しました。

なお、2 次感染者の発生は認めておらず、当該院内感染事案はすでに終結していることを報告します。

1 発生場所

市立奈良病院 (所在地 奈良市東紀寺町 1 丁目 5 0 - 1)

2 感染者の概要

(1) 経緯

入院病棟 A 1 月 20 日、入院病棟 A において新型コロナウイルス感染症の感染者が判明し、当該入院病棟の入院患者及び職員を対象に検査を行った結果、入院患者 2 人及び職員 2 人の計 4 人の感染を認めました。

入院病棟 B 1 月 21 日、入院病棟 B において新型コロナウイルス感染症の感染者が判明し、当該入院病棟の入院患者及び職員を対象に検査を行った結果、入院患者 3 人の感染を認めました。

(2) 感染者 (計 7 人)

ア 入院患者 5 人 (市内 3 人、市外 2 人)

【内訳】性別：男性 4 人、女性 1 人

年代：70 代 2 人、80 代 2 人、90 代 1 人

イ 職員 2 人 (市内 1 人、市外 1 人)

【内訳】性別：女性 2 人

職種：看護職員 2 人

年代：20 代 2 人

3 病院の対応

- ・ 1 月 20 日～
 - ・ 感染予防策の強化、徹底及び関係場所の消毒の実施。
 - ・ 入院病棟 A の入院患者及び職員に対し検査を実施。
 - ・ 入院病棟 A の新規入院を中止。
- ・ 1 月 21 日～
 - ・ 入院病棟 B の入院患者及び職員に対し検査を実施。

- ・ 1月27日～
入院病棟 A の通常の病院機能を再開。
- ・ 1月28日
入院病棟 B における健康観察終了。

4 市の対応

逐次聞き取り調査を行い、感染状況及びその対応策を協議しました。

感染症法第 16 条第 2 項による個人情報保護の観点から、個人情報については、特定されることのないよう、特段のご配慮をお願いします。また、関係者等への取材はご遠慮ください。